**政令第二百十二号**

健康増進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第四項（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「十七万二千円」を「八十万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が特別の用途を勘案して定める区分ごとに法第二十六条第一項の許可又は法第二十九条第一項の承認を行うについて必要な試験の項目として内閣総理大臣が定める項目の実費を勘案して内閣総理大臣が定める額」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に申請された健康増進法第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条第一項の承認を行うについて必要な試験の手数料の額については、この政令による改正後の第三条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

# 条約

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**条約第三号**

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約

日本国及びポルトガル共和国は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

**第一条**　対象となる者

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

**第二条**　対象となる租税

1　この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府、自治州若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　ポルトガルについては、

(i)　個人所得税

(ii)　法人所得税

(iii)　法人所得に対する付加税

（以下「ポルトガルの租税」という。）

(b)　日本国については、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　復興特別所得税

(iv)　復興特別法人税

(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

4　この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

**第三条**　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「ポルトガル」とは、地理的意味で用いる場合には、国際法及びポルトガルの法令に基づくポルトガル共和国の領域（領海を含む。）並びにその領海の外側に隣接する海域（海底及びその下を含む。）であって、ポルトガル共和国が主権的権利又は管轄権を行使するものをいう。

(b)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はポルトガルをいう。

(d)　「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はポルトガルの租税をいう。

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(h)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(i)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j)　「国民」とは、次の者をいう。

(i)　ポルトガルについては、ポルトガルの国籍を有する全ての個人及びポルトガルにおいて施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(ii)　日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体

(k)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　ポルトガルについては、財務大臣、税制局長又は権限を与えられたこれらの者の代理者

(ii)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(l)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

2　一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。